

国指定の伝統的工艺品へ14回 秩父銘仙こぼれ話

今回で、最終回とさせていただきます。最後は、秩父銘仙が未来につながるための、ちちぶ銘仙館で実施している後継者育成講座についてご紹介します。

埼玉県と秩父市は、秩父銘仙協同組合の協力により、3年間の秩父銘仙後継者育成講座を実施しています。研修生は、銘仙に関する基礎知識を学び、修了後は秩父銘仙に関わっていただくことを目標に日々、研鑽を行っています。

実は、研修生を公募すると、14人程度の枠に対し50人以上の応募があり、とても狭き門になっています。しかし、このように後継者育成が盛り上がりつつも、受講生が銘仙の制作現場に入ることとは、とても難しいというのが現状です。秩父銘仙関連の企業は新人を雇用する余裕がなく、研修生は、せっかく身に付けた技術を発揮する場がないというのが現状です。他の伝統工芸においても、同様な悩み



を抱えた産地が多く、日本の手仕事、職人の技が海外で高い評価を得ているにもかかわらず、伝統工芸の後継者問題は深刻さを増すばかりです。理想的には、後継者育成事業を終了した人材が、秩父市内に工房を設立して活動できるようになることです。県や秩父市は、このような意欲のある人材に対し、製品を販売できる売り場の提供や、起業するための補助金など集中的に支援していく必要があります。



ちちぶ銘仙館の後継者育成事業実習風景

ます。しかし、物が溢れている世の中で、物を作って売ることが甘いことではありません。時間をかけて活動を続けることが大切です。市民の皆さん、ぜひ応援をお願いします。

長い間、ご愛読していただきまして、ありがとうございます。
埼玉県産業技術総合センター
製品開発支援担当 影山和則

国民年金だより

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、全額が所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、来年2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上申告してください。

☎ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004（ナビダイヤル）

※祝日・年末年始を除き、平成30年3月15日(木)まで日本年金機構が開設

秩父年金事務所 ☎27-6560

第24回

ちちぶ荒川 新そばまつり開催

味覚の秋に開催する「ちちぶ荒川新そばまつり」で、収穫されたばかりの秋そばをご賞味ください。

と き 11月19日(日)

午前10時～午後3時

ところ そば処ちちぶ花見の里

※西武秩父駅、武州中川駅および臨時駐車場から会場まで無料シャトルバスを運行予定。

内容 もりそば販売、小昼飯料理、農産物販売、秩父の郷土芸能&アトラクションなど

☎荒川商工会 ☎54-1059

